# 平成29年度第2回 大阪府環境影響評価審査会会議録

開催日平成29年7月10日(月)

場 所 OMM 2階 201会議室

## 【事務局(加藤課長補佐)】

皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回 大阪府環境影響評価審査会を開会いたします。

会長に進行をお渡しするまでの間、進行を務めさせていただきます環境管理室環境保全課 アセスメントグループの加藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をお願いします。本日の議事次第、計画段階環境配慮書の検討 結果(案)、参考資料としまして審査会委員名簿、名簿の裏には配席図、審査会規則でござ います。

また、委員の皆様には本日の出席確認票をお配りしております。お手数でございますが出 席確認票にボールペンでお名前をご記入いただきまして、そのまま机に置いたままにしてい ただきますようお願いいたします。

なお、本日は所用のため魚島委員、岡崎委員、高岡委員、前畑委員はご欠席でございます。 審査会規則第5条第2項に、審査会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は委員総数15名のうち11名のご出席をいただいておりますので、審査会規則に基づき会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、以後の進行につきまして、津野会長、よろしくお願いいたします。

# 【津野会長】

皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 お手元の議事次第に従って議事を進めたいと思います。

議題(1)でありますが、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る 計画段階環境配慮書の検討結果についての審議に入りたいと思います。

この件につきましては、5月18日に当審査会に諮問を受けましてから委員の皆様方には それぞれ専門の分野ごとにご検討を進めていただきました。このたび検討結果の案がまとま りましたので、本日は全体を通しての検討を行い、審査会としての検討結果を取りまとめた いと思いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、お手元の案の内容につきまして事務局のほうからご説明をお願いいたします。

#### 【事務局(佐藤総括主査)】

アセスメントグループの佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

検討結果(案)の概要についてご説明させていただきます。

それでは、ホッチキスどめの資料をご覧ください。

最初、「はじめに」がありまして、目次がありますけども、次に配慮書の概要ということで、最初の5行はこれまで諮問等をさせていただいた内容を記載しております。

京都府の技術指針におきまして、事業に係る計画の立案の段階において、その事業の実施が想定される区域において、環境の保全及び創造のために配慮すべき事項、いわゆる計画段

階配慮事項と呼びますけれども、その選定につきましては影響要因が環境要素に及ぼす影響 の重大性について検討することにより行うこととされております。

配慮書は、本来であれば影響要因が環境要素に及ぼす重大性について検討するのですけれども、本配慮書では重大な影響を受けるおそれがある環境要素がないとしておりまして、位置等に関する複数案での影響の程度が異なると想定される環境要素を配慮事項の項目として選定し、比較検討を行っております。

それでは、2ページ目の事業計画の概要をご覧ください。

事業者の名称は枚方京田辺環境施設組合、事業の名称は枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業でございます。

目的は、施設の老朽化によりまして枚方市、京田辺市、両市とも新施設の整備が必要となったということで、これまで検討してきた結果、共同で建設することになりまして、平成35年度の稼働を目指しているということでございます。

事業の内容でございますが、(1)の対象事業の種類ということで、可燃ごみの一般廃棄 物焼却施設でございます。

対象事業の規模は3ページにかけて書いてありますが、処理方式はストーカ式焼却炉で、 規模は穂谷川と甘南備園の両施設における処理量と災害廃棄物の受け入れ分を加えた1日 168トンというのを想定しております。

それが3ページ目の表1-1-1と表1-1-2に整理して、配慮書に載っております。 事業予定位置ですけれども、現在稼動している甘南備園に隣接する位置ということで、この位置案という形になっております。

次、5ページ目に移りまして、環境保全目標がいろいろあるわけですが、メインとなると ころの煙突からの排ガスの計画目標値を、東部清掃工場の自主基準値と同等または厳しい値 を設定するということになっております。

いろいろな関係車両の走行ルートですけども、ルートにつきましてはまだ詳細は決まって おりませんけれども、最後は国道307号を走行することになります。

6ページ目に移りまして、建設施工計画ということで、これでは造成工事に1年間、施設建設に3年間、計4年間としております。

2番目の位置等に関する複数案ですが、これは先ほど申しましたように位置につきましては既に決定済みであるということで、施設建設に必要な面積が確保できる「造成地盤高さ(施設等の配置)」と、排ガスによる影響と景観への影響が想定される「煙突高さ(工作物の構造)」の違いにより複数案を設定しております。

7ページ目をご覧ください。

具体的には表1-2-1の概要に記載されている考え方で、120メートルと115メートルの2案を設定しております。

8ページ目をご覧いただきますと、煙突の高さは東部清掃工場と同じ100メートルと、 採用実績の多い59メートルを設定しております。 9ページ目をご覧ください。

先ほど申しました計画段階配慮事項の選定ということで選定されているわけですけれども、その選定された配慮事項を大阪府の技術指針に当てはめて整理いたしますと表1-3-1のとおりになりまして、1つは「工事の実施(工事用車両の走行)」としまして、右端に丸が3つありますけども大気質、騒音、振動、それから、「施設の供用(施設の稼働)」ということで大気質、「施設の存在」、今回は煙突になりますけども、景観となっております。

10ページ目、計画段階配慮事項に係る評価ということで、配慮書の最後のほうに評価が 記載されておりまして、掘削土量に着眼しまして残土等の運搬台数の差から地盤高さ120 メートルのX案のほうが相対的に影響の程度が小さくなるとされております。

(2)の大気質については、煙突の高さが低いほうが影響範囲は狭く、最大着地濃度地点の寄与濃度が高くなるけれども濃度は非常に低く、現状と同じく環境基準を下回るとされております。

3つ目の景観につきましては、眺望点3点全てが計画地から数キロ離れており、視認できる眺望点でも煙突高さによる影響の差は小さいと評価されております。

11ページ目をご覧ください。

総合的な評価といたしましては、地盤高さ120メートルのX案、煙突の高さが100メートルのA案が相対的に環境影響の観点から優位であると評価されております。

配慮書の概要については以上でございまして、II、検討結果ということで、委員の皆様方にいろいろ調査、審議いただいた内容でございます。

全般的事項と個別環境項目に分けて調査審議を行い、取りまとめております。

構成としましては、まず住民意見がありまして、その次に、枚方市長意見を記載しております。その後、「事業計画」「調査地域の概況」「計画段階配慮事項の選定」「調査、予測及び評価の結果」につきまして、配慮書で記載されている内容が妥当であるか確認するとともに、環境の保全の見地から意見を述べるに当たって必要となる配慮書に記載されていない内容についても事業者に資料の提供を求め、確認した事項や審査会の考えについて記載しておりまして、その箇所につきましてはアンダーラインをつけております。

それでは、全般的事項についてご説明させていただきます。

住民意見といたしましては、煙突高さを100メートル以上とする意見、逆に59メート ル以下でよいとする意見に分かれています。その他、費用対効果に関する意見もございまし た。

13ページ目をご覧ください。

枚方市長意見では、ごみ収集車による温室効果ガスの低減についてと、工事中と供用後の 車両の走行ルートに関する意見がございました。

検討結果というところの、①の立地選定等というところに移りますが、これにつきまして は先ほどの配慮書の概要でも説明した位置の選定経緯を記載しております。長くなりますの で割愛させていただきます。 14ページ目、②のごみ処理方式等については、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画において複数の方式を検討しておりまして、ストーカ式焼却炉を採用するとしております。

③ごみ処理能力の設定につきましては、配慮書の概要のとおりでありますけれども、災害 廃棄物の処理量の算定根拠が配慮書の中には書かれておりませんので、それを確認したとこ ろ、下線部のとおり確認しております。基本的には生駒断層帯地震による災害想定をもとに 予測しており、推計についても資料編で書かれていることから引用されております。

では、15ページ目をご覧ください。

関係車両の使用走行ルート計画ということにつきましては、国道307号に接続する長尾 杉線が都市計画決定され、施設の供用開始と同じ平成35年度を目途としているとのことで ありました。

16ページ目、⑤の計画段階関係地域については、煙突排ガスによる大気質への悪影響を 十分包含する範囲として計画地から半径約2キロを設定しておりますが、念のため国の指針 で示された簡易計算式を用いて最大着地濃度出現予想距離を算出したところ、妥当であるこ とを確認しております。

⑦計画段階配慮事項の選定につきましては、位置等に関する複数案については先ほど配慮 書の概要で説明したとおりでありますけれども、ゼロオプションは設定しないとのことであ ります。

17ページ目に移りまして、施設等の配置につきましてはX案、Y案とありますが、その 具体の理由について確認したところ、本事業で計画している規模の施設等に必要な面積が確 保できる範囲が115メートルから120メートルの範囲ということで、その上限下限の地 盤高さとしたとのことでありました。

工作物の構造については、先ほどの配慮書の概要で説明したとおりです。

計画段階配慮事項の選定についても先ほどの説明のとおりですけども、今回選定しなかった環境要素についても方法書以降の手続を進める中で検討することとしております。

18ページ目に移りまして、評価につきましては、先ほど申しましたようにX案とA案が相対的に優位としておりますけれども、重大な影響を受けるおそれのある項目はないとし、複数案による比較評価にとどまっていることから、方法書以降の手続においては、本事業に伴う環境への負荷を可能な限り回避・低減するため、適切な環境配慮を行った上で地盤高や煙突高さを決定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価並びに環境保全の検討を行う必要があるというまとめにさせていただいております。

それでは、大気質に移りまして、19ページ目でございます。

住民意見といたしましては、先ほどの100メートル、59メートルという意見に加えまして、3つ目のポツ(・)になりますけれども、気象観測については事業予定地で測定すべきとの意見がございました。

市長意見では、常時監視地点だけでなく東部清掃工場で測定している結果も活用すべきであることや、逆転層の出現頻度も予測の考慮に入れるべきとの意見がありました。

事業計画は、配慮書の概要でもご説明したように厳しい計画目標値を設定するとのことであります。

調査地域の概況につきまして、20ページ目以降になります。

①の大気質につきましては、常時監視地点の設置状況を記載しておりまして、それらの地点では二酸化窒素やSPM等の主要項目は過去10年間環境基準を達成していることを確認しております。

②の気象につきましては、京田辺地域気象観測所と大阪管区気象台の測定結果を収集・整理しており、平成28年の測定結果を予測に使用しております。

③の交通量でございますが、配慮書では平成22年度の道路交通センサス調査結果を収集・整理しておりますけれども、この6月に平成27年度の結果が公表されておりますので、 今後は最新の結果を収集・整理する必要があると思います。

国道307号の構造等を現地踏査したというような表記がありまして、その内容を確認したところ、車線数でありますとか、沿道に保全対象となる住居の有無を確認する目的で概略を把握したとのことでございました。

21ページ目に移りまして、計画段階配慮事項の選定ということで、①の工事の実施、② の施設の供用による項目選定は、先ほどの配慮書の概要で説明したとおりでありますけれども、事業計画地から大阪府側の直近住居までの距離について確認いたしました。その結果でありますけども、約1.5キロ離れているということでございました。

調査、予測及び評価の結果について、工事の実施の①の建設機械の稼働では項目選定されておらず、予測されておりません。

22ページ目に移りまして、②の工事用車両の運行は、X案、Y案による掘削土量と残土 等運搬車両台数の比較により定性的に予測し、配慮書の概要で説明したとおりでございます。

土地または工作物の存在及び供用というところですけれども、①の施設の稼働といたしまして、排ガス濃度は計画目標値として東部清掃工場の自主基準値以下としております。参考に東部清掃工場の排出濃度を確認しましたが、平成20年度以降継続して自主基準値を下回っていることを確認しております。

予測で使用した平成28年の気象データにつきましては、異常年とは認められないという ことを異常年検定の内容を見て確認しております。

23ページ目をご覧ください。

また、塩化水素や水銀を予測項目から除外した理由を確認するとともに、今後は水銀等についても現況の測定を実施し、準備書段階では影響の検証を行う予定とのことでありました。 さらに、予測に用いた拡散計算式や拡散係数、有効煙突高、排ガス量であるとかバックグラウンド濃度について確認しております。

一番下のポツ(・)になりますけども、事業地から離れた地点での測定結果ではなく、事業地に近い測定結果(東部清掃工場の事後調査)というのがございますので、そういうデータにつきましても予測評価に活用することを今後検討するという回答をいただいておりま

す。

24ページ目に移りまして、予測結果及び評価については先ほどの配慮書の概要で説明したとおりでありますけれども、大気環境濃度に影響を及ぼす逆転層や局地風等については把握しておりませんので、現地付近で上昇気象の観測を検討し、調査内容は方法書で示すとのことでありました。

総合評価では煙突高さの違いでA案とB案を比較検討しておりますけれども、建物高さが仮に東部清掃工場と同程度の30メートルといたしますと、59メートルでは建物ダウンウオッシュが起きる可能性があるのに、それを考慮せずに設定・評価しているといった指摘を記載させていただいております。

25ページ目に移りまして、②の施設関係車両の運行のところです。これについても予測はされておりませんが、穂谷川清掃工場の廃止に伴い、ごみ収集運搬車の走行ルートが変わり、枚方市側からの国道307号の交通量が増えると考えられるため、沿道への影響について事業者に確認したところ、国道307号の交通量約1万5,000台/日に対しまして、現在の穂谷川清掃工場の車両台数が増加するけれども、その影響は軽微であると考えており、方法書以降で影響の予測を行うとのことでありました。

大気質については以上でございます。

次に、26ページ目の水質・底質、地下水、地盤沈下、土壌汚染、まとめて簡単にご報告 させていただきますと、住民意見、市長意見ともございませんでした。

飛びまして27ページ目のところ、下線部を引っ張っておりますが、排水は全て下水道放流し、工事の実施時の濁水でありますとか供用後の雨水排水につきましては枚方市側に流入しないこと、また、現況山林で土地の利用履歴等から地下水や土壌汚染のおそれが今のところないということから、今の配慮書で問題ないと考えております。

28ページ目に移りまして、騒音、振動、低周波音です。

住民意見としては、走行ルートがはっきりしていないが、配慮書で示された調査地点で現 況把握ができているとは思えないという意見がございました。

市長意見は、騒音の調査・予測地点の選定についての意見がありました。

事業計画は、先ほど説明したとおり、事業予定地から枚方市側の住居まで約1.5キロ離れているということです。

調査地域の概要につきましては、この事業予定地は騒音及び振動の規制地域には入っておりませんが、いろいろ調べておりまして、①の環境騒音については環境基準値を下回り、29ページ目にかけて、道路交通騒音・振動につきましては、全ての地点で要請限度を満足しておりますが、面的評価では一部環境基準を満足していない区間があるといったことを確認しています。

それから、29ページ目の③の低周波音につきましては、苦情も含めて今現状では明確には把握できていないということでございました。

計画段階配慮事項の選定につきましては、①の工事の実施のうち、民家まで離れているこ

となどから建設機械の稼働に伴う影響は生じないと考えるとしており、選定しておりません。 ②施設の供用に関しても、民家まで離れていることなどから影響が生じないと考えるとしており、選定していません。

また、ごみ収集車の走行についても、重大な影響が生じることは考えにくいとして選定しておりません。

30ページ目に移りまして、予測結果及び評価ですけれども、配慮書の概要や、これまで 説明したとおりでございます。

31ページ目に移りまして、ただし、道路に面する地域の環境基準を満足していない区間があることでありますとか、工事関係車両、施設関係車両の走行に伴う騒音の評価に当たっては、今後適切な調査、予測地点を選定する必要があるといったようなことでまとめています。

悪臭と日照阻害、電波障害につきましては、32ページ目、33ページ目にかけてありますが、ともに住民意見、市長意見ともございませんでして、それ以外の概況等々につきましても特に問題ないといったような整理をさせていただいております。

34ページ目に移ります。

陸域生態系ですが、住民意見では工事用車両の走行による自然への影響を懸念する意見が ございました。

市長意見は、調査結果は最新のものを活用することや、供用開始後のグリーンベルト確保への配慮についての意見がございました。

調査の概況につきましては、これは35ページ目にかけてありますが、環境法令による地域指定や区域指定の状況を把握しており、動物、植物、生態系について文献等調査が行われております。

36ページ目、計画段階配慮事項の選定のところで、類似施設からの排ガスによる植物への影響の報告はなく、排ガス中の濃度は間接的な影響生じる濃度より十分小さいと想定されるということが書かれておりましたので、その内容について確認した内容をアンダーラインで書いております。ちょっと古い文献になりますが、根拠資料が示されております。

しかしながら、調査地域は動物、植物の重要種の生息、生育が確認されており、また鳥獣保護区、保安林が存在することから、本事業の実施により陸域生態系への影響が懸念されるとしております。

事業予定地は動植物の生息・生育場所が消失することから、方法書以降の手続においては、 事業予定及びその周辺において最新の調査結果を活用するとともに、詳細に現地調査を行い、 必要に応じ専門家等からの助言も踏まえ、環境への影響を回避・低減するため、調査、予測 及び評価並びに環境保全措置の検討を行うことが必要であると考えるといったまとめにさ せていただいております。

37ページ目に移りまして、人と自然との触れ合いの活動の場でありますが、これは先ほどの悪臭とかと同じようにともに意見がございませんでして、特に問題ないとしております。

38ページ目、景観に移ります。

住民意見では、煙突高さの違いで少し差があっても大きな影響は生じないと思われ、東部清掃工場と同じ高さの煙突が2本そびえ立つのはよくないという意見や、甘南備園以上の性能の施設ができるのであれば、少しでも景観に配慮して低いほうがよいという意見がありました。

市長意見では、不特定多数が訪れる場所や国道307号などの近景も眺望点に加えることや、国見山からの眺望については再検討することなどの意見がありました。

事業計画といたしまして、景観に配慮して白煙防止装置を設置するのか、あるいはエネルギー回収を進める観点から設置しないのか事業者に確認したところ、方法書以降の手続の中での住民意見なども考慮して判断するとのことでありました。

39ページ目に移ります。

調査地域の概況といたしまして、主要な眺望点として3点(甘南備山、国見山、飯岡丘陵) が挙げられております。

計画段階配慮事項の選定といたしましては、工事の実施や歴史的・文化的景観については、 影響はないとして選定されておりません。

40ページ目に移りまして、予測の調査に当たりましては、先ほどの3つの眺望点を現地 踏査して、飯岡丘陵からだけ明確に視認できるとしておりますけれども、眺望点が事業予定 地から遠く離れていることから、近い国道307号やその沿道等の適切な眺望点を追加する ことが必要であると考えるといった指摘をさせていただいております。

また、甘南備園焼却施設に隣接しており、計画地盤高や施設等の配置の少しの違いでも見え方に差があることも想定されるため、視認対象としている煙突の位置について事業者に確認したところ、おおむね事業実施想定区域の中央付近に建てたと仮定して検証したとしております。

国見山からの予測結果につきましては、41ページ目に記載しておりますが、甘南備園焼 却施設の煙突排ガス(白煙)や枚方市東部清掃工場が明確に視認できる地点が存在している ことを確認したので、適切な地点を再調査した上で予測を行うことが必要であると考えると させていただいております。

先ほどの飯岡丘陵からの予測結果は、配慮書の概要で説明したとおりでございます。

次の文化財と廃棄物、発生土につきましては、ともに住民意見、市長意見ともありませんでした。内容についても配慮書段階では特に問題ないといったまとめにさせていただいております。

最後に地球環境でございますが、住民意見といたしましては、発電した電力の売却に関する意見がございました。

市長意見では、交通量増加に伴う $CO_2$ の増加や将来試算についての明示や、温室効果ガス削減の視点からの検討についての意見がありました。

調査地域の概況ですが、配慮書にはそういった概況は何も書かれておりませんので、既存

の両施設から排出される温室効果ガス量について確認したところ、甘南備園では $CO_2$ で約1万トン、穂谷川清掃工場では約1.1万トンと推定されるとしております。

計画段階配慮事項の選定としましては、工事の実施に当たっては重大な環境影響は生じないとして、また、煙突高さの違いでは差異がないことから選定されておりません。

予測結果及び評価につきましては、45ページ目にかけて書いておりますけども、方法書以降の手続においては、穂谷川清掃工場における処理が新施設へ移行することに伴い、ごみ収集車の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれることから、可能な限り排出の低減を検討するとともに、適切に予測及び評価を行う必要があると考えるとさせていただいております。

それから、施設の供用や工事の実施に伴い排出される温室効果ガスの方法書以降での予測 に当たり、その種類についても尋ねております。

また、排出量算定におきましては、環境省と経済産業省が出しております「算定・報告マニュアル」の最新版に基づき算定するといった回答を得ております。

検討結果については以上でございまして、それを踏まえまして、最後のⅢの指摘事項(案) をまとめさせていただいております。

ちょっと時間が来ておりますが読み上げさせていただきますと、『当審査会では、事業者が作成した本配慮書について、専門的かつ科学的な視点から精査し、検討を行った。また、住民及び本事業による環境影響を受けるおそれがある地域を管轄する枚方市長から提出された環境の保全の見地からの意見にも配慮して検討しました。

その結果、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるよう、下記のとおり環境保全の見地から意見を取りまとめたところです。

1つ目、全般的事項といたしまして、本配慮書では、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えており、また、計画段階配慮事項については、施設の配置等の複数案間での比較評価にとどまっている。

方法書以降の手続においては、本事業に伴う環境への負荷を可能な限り回避・低減するため、適切な環境配慮を行った上で地盤高や煙突高さを決定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うとしております。

大気質につきましては、逆転層の形成や局地風等が大気環境濃度に影響を及ぼし、また、煙突高さによっては建物ダウンウオッシュが起きる可能性があることから、それらも考慮した上で煙突高さを決定し、調査、予測及び評価を行うこととしております。

騒音につきましては、国道307号において道路に面する地域の環境基準を満足していない区間があることから、工事関係車両及び施設関係車両の走行に伴う騒音の評価に当たっては、適切に調査、予測地点を選定することとしております。

陸域生態系につきましては、事業実施想定区域の周辺では動物、植物の重要種の生息、生育が確認されており、また鳥獣保護区が存在することから、本事業の実施により陸域生態系への影響が懸念される。

事業実施想定区域及びその周辺地域において最新の調査結果を活用するとともに、詳細に 現地調査を行い、必要に応じ専門家等からの助言も踏まえ、環境への影響を回避・低減する ため、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこととしております。

景観につきましては、予測した眺望点が事業実施想定区域から遠く離れていることから、 当該区域に近い国道307号やその沿道等の適切な眺望点を追加すること。

また、国見山からの眺望については、明確に視認できる地点が存在することから、適切な 地点を再調査した上で、予測及び評価を行うこととしております。

最後に地球環境でありますが、穂谷川清掃工場における処理が新施設へ移行することに伴い、ごみ収集車の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれることから、可能な限り排出の低減を検討するとともに、適切に予測及び評価を行うこととしております。『

長くなりましたが、説明は以上です。

## 【会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして委員の皆様方からご意見等をいただこうかと 思いますが、その前に、本日ご欠席の委員には事務局のほうで事前に内容をご覧いただいた 上で何かご意見等がございましたでしょうか。それらにつきましてご説明ください。

# 【事務局(佐藤)】

大きく内容が変わるようなご意見はございませんでした。

### 【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありましたように委員の皆様にご検討いただきました内容で検討結果案をまとめていただいているところでありますが、再度本日ご説明いたしました内容で全体を通して何かご意見、ご質問はありますでしょうか。ありましたら、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

よろしゅうございますか。全委員の皆様方、事前に目を通していただいていることかと思います。

ないようですので、検討結果の取りまとめを行いたいと思います。

ただいま事務局からご説明いただきました案につきまして、特に修正すべきというご意見 はありませんでしたので、本日説明いただいた検討結果を審査会答申としたいと思いますが、 よろしゅうございますか。 それでは、5月18日に諮問を受けました審査会の意見について、本日付で大阪府に答申 したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、本件の今後の手続などにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

# 【事務局(佐藤)】

特にペーパー等は用意しておりませんけども、本日ご答申いただきました内容を踏まえまして、大阪府から環境の保全の見地からの意見を作成いたしまして、7月19日までに京都府知事に意見を述べることとなっております。その後、京都府が大阪府知事意見を勘案いたしまして、京都府知事の意見を枚方京田辺環境施設組合に述べるという流れになっております。ちなみに京都府でのアセスの委員会ですけども、7月下旬を予定していると聞いております。以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から今後の手続等につきましてご説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

# 【会長】

ありがとうございました。

次に、議題(2)としてその他がございますが、事務局から何かその他につきましてありますでしょうか。

#### 【事務局(渡辺総括主査)】

前回の審査会で大阪府の技術指針の改定案に関してご審議いただきましたが、その後、6 月6日から7月5日にかけまして府民意見の募集の手続を行いました。その結果、府民意見 は寄せられませんでしたので、前回ご審議いただきました内容で技術指針の改定を進めてい くということをご報告させていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

今のご説明につきましてご質問はありますでしょうか。

たしか環境基準等の項目等の変更に伴う変更であったかと思いますが。

#### 【事務局(渡辺)】

環境基準の改正に伴う項目と、あとは事後調査計画書、報告書の中で知事意見に対する事業者見解の措置状況、履行状況というのをきちっと明文化するという内容でございます。

#### 【会長】

よろしゅうございますか。

ないようですので、本日の議事はこれで終了いたしたいと思います。どうも委員の皆様方、 ありがとうございました。

それでは、このマイクを事務局にお返しをさせていただきます。

### 【事務局(加藤)】

津野会長をはじめ委員の皆様には、お忙しい中、短期間に集中してご検討いただきまして どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境管理室長の中西から一言ご挨拶を申し上げます。

# 【事務局(中西環境管理室長)】

どうもありがとうございました。委員の皆様方には、この間大変お忙しい中、分野ごとに ご審査いただいて、またご指導賜りまして、本当にありがとうございました。また、本日そ の検討結果を取りまとめいただき、重ねて御礼を申し上げます。

この事業ですけれども、京都府の案件でございまして、大阪府の環境影響評価条例にはない配慮書といった手続でございました。また、そこで取り上げられております配慮すべき事項のための比較検討する事項も非常に限定的な条件でなされているといったこともございまして、あわせて委員の皆様方にはご検討に際しましてご苦労をおかけした部分もあったかと思います。しかしながら、結果的には今後の方法書以降に向けての留意すべき事項といったことも含めて幅広くご審議をいただきました。

府といたしましては、本日いただきました審査会の検討結果をもとに京都府に対しまして 知事意見として述べるとともに、この計画がより環境に配慮されたものになりますように、 方法書以降の手続によっても京都府や枚方市とも連携して審査するように努めてまいりま す。

委員の皆様方には、今後また方法書、準備書といった手続に進んでいくかと存じますので、 引き続きご審議いただきますようよろしくお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていた だきます。本日はどうもありがとうございました。

#### 【事務局(加藤)】

平成29年度第2回大阪府環境影響評価審査会を終了いたします。皆様、どうもありがと うございました。